

富士見市議会議員

関野 Sekino

かねたろう通信

関野兼太郎議員の所属

文教福祉常任委員会
志木地区衛生組合議会
行財政改革特別委員会 副委員長
志木市・富士見市連絡協議会
個人情報保護対策審議会 会長

2002.秋 NO.



秋風の中に紅葉便りを聞く季節になりました。9月定例議会が終了し、今議会でも、寄せられた皆様のお声を議会に届けるべく、様々な懸案事項を質問して参りましたので、ご報告致します。日々、秋冷に向う折、どうぞご自愛の上、ご健康にお過ごし下さい。

9月定例議会報告

議案14件 報告3件 諮問1件 請願1件 陳情3件

- 9月定例議会の主な議案は、平成13年度の決算の審議です。決算については、より効率的で無駄の無い予算執行を要望し認定しました。(共産党のみ不認定)
- 下記の補正予算が認定されました。(主なもの)
電子計算組織運営事業(総合行政ネットワークシステム構築) / 防犯対策事業(防犯灯設置) 道路整備事業(市道1157線の測量費など) / 緑化推進事業(諏訪の森保全)
- 富士見高校協の(仮称)第二運動公園が暫定開放(野球場2面、少年サッカー場1面、駐車場、駐輪場あり)
- 鶴瀬第2公団建て替えに伴い整備計画案提示
- 火葬場、斎場計画の平成17年度供用開始を目指す計画正式発表
(計画地は富士見・川越有料道路、新河岸川わきの上南畑地内)

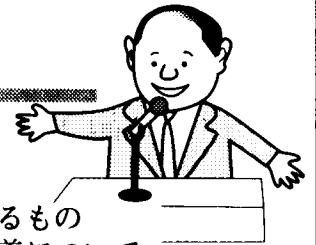
採択された請願、陳情

- 富士見市から埼玉県へ県道大井朝霞線歩道整備の要望書提出に関する陳情を全会一致で採択

県道大井朝霞線、水谷東地内3丁目側の歩道整備の要望を富士見市として埼玉県に提出していただくことに関する陳情が3丁目清水町会長さんを代表として提出されました。私も本会議で採択に向けた賛成討論をいたし、全会一致で採択されました。全体幅員が不足で歩道整備には地権者の理解が必要などという困難が伴いますが、粘り強く県に働きかけていきたいと思っております。

関野兼太郎の一般質問

(件名と要旨)



1. 2市2町合併が実現に向かうなかでの水谷東地域のあり方について

- (1) 周辺地域が抱える不安の解消を具体的施策で
- ①公園実現へ歩みを
 - ②地域図書サービスの充実を
 - ③地域ふれあいセンター構想を

2. 高齢者が住みよいまちづくりの一つとして

- (1) 高齢者介護予防関連3施設の運営について

3. 学校教育について

- (1) 絶対評価導入について

①絶対が意味するもの

②基礎基本の定着について

- (2) 増え続ける不登校児童生徒への援助のあり方について

4. 市民にとって有益なIT化とは

- (1) 個人情報の保護について

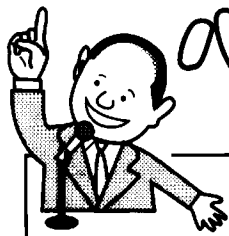
①個人情報保護条例の早期制定を

②庁内LANの安全確保について

③安全対策研究会の設置を

- (2) 市民利用型のIT化推進を

(詳細は裏面をお読み下さい)



心ふれあう安心のまちづくり

関野兼太郎の一般質問

(一部詳細)

2市2町合併が具体的に語られる中で、水谷東地域が抱える不安の解消を具体的施策で！

水谷東地域は新河岸川、柳瀬川にはさまれ、浦所街道で分断されている地域性から、合併の行く末に不安を感じている住民は多い。不安解消の一助として、……

物納された土地の公園の実現へ歩みを

Q 地域コミュニティ育成の場として地域行事に利用し、密集住宅の中での防災空地としても利用価値がある。前回、必要性の認識の答弁をいただいている。実現に向かって前進できないか？

A 防災上の観点からも公園の必要性は認識しているので、早期に計画化したい。

地域図書サービスの充実を

Q 移動図書館車の廃止に伴い、以前の答弁で前向きに検討すると伺った利用者が自由に検索できる利用者端末の設置を。また、公民館に成人用図書の充実を

A 当面は、廃止される移動図書館車のノートPCを転用して利用者が自由に検索できるようにする。成人図書については要望に応えるように現在調整をしている。

地域ふれあいセンター構想を

Q 地域の拠点作りとして公民館機能、保育所機能、地域図書館機能、入浴施設などを備えた複合施設構想を。

A 当面は、既存施設の維持管理や市民活動への支援に努め、既存施設の建替え等が生じたときに検討したい。

高齢者介護予防関連3施設の運営について

Q 市民ボランティアの協力によって運営されている水谷東「ふれあいサロン」・鶴瀬西「いきいきふれあいセンター」・鶴瀬「いきいき活動室」。今後高齢化が進み専門性が要求される。鶴瀬西のように常駐の職員を置くべきでは。

A 鶴瀬西地区は、公団の空き店舗利用の施設なので職員を配置している。他の施設は公民館併設施設であり、同館の職員がこの役割を担いながら運営していく。

学校教育での絶対評価の導入について

Q 観点別評価が、学校によって観点の設定に違いがあると聞く。評価の公平性、客観性、観点設定の共通性について教育委員会としての見解を。また各学校に対してどう働きかけているか。

A 観点別評価の評価基準を国立教育政策研究所の参考資料、県の教育過程評価資料等を参考に自校の教育課程の内容、児童生徒の実態等に応じ作成している。今後、客観性、信頼性を高める取り組みを一層進めるよう指導していきたい。

基礎基本の定着について

Q 学力低下の不安に対し、尺度を設けて基礎基本の定着度を公表していくべきと考えるが。

A 個に応じた指導を工夫して基礎基本の確実な定着を図るよう各学校を指導する。

不登校生徒への援助のありかたについて

Q 不登校児童・生徒を社会的病理として捉え、行政の横断的対応が必要なのでは。横断的対応の具体的な事例や今後の展望について伺いたい。

A 子育て支援課、保育所、福祉課、社会福祉協議会などとの連携を図っている。今後も行政での横断的にかかわりの充実をさせ、市民の協力を得ながら不登校児童生徒の自立を支援していきたい。

個人情報条例の早期制定を

Q 電子計算組織利用に係る個人情報保護条例の有機的結合の禁止と、住民基本台帳法による住基ネット導入についての見解を。個人情報条例の早期制定が必要なのでは。見解を。

A 全面的な改正を前提に検討していきたい。



ホームページもご覧下さい

<http://www.k-sekino.com>